

やまがた健康フェア2025・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

やまがた健康フェア2025・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務委託の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について、以下のとおり定める。

1 目 的

県、市町村及び健康づくりを担う関係団体が協働し、県民一人ひとりの健康意識の向上と健康増進に資するイベントを県内全域で展開することで、「健康長寿日本一」の実現を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業 務 名

やまがた健康フェア2025・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務

(2) 業務の内容

別添「やまがた健康フェア2025・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 委 託 期 間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

(4) 提案上限額

15,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託契約の方法

① 契約方法

随意契約

② 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

③ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

この業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること。

- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- ④ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、名簿登載されていない場合は、参加申込書の提出と併せて「令和6年度物品等競争入札参加資格審査申請要領」に定める提出書類を提出すること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）

が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で定めた要件に適合しないとき。
- ④ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑥ その他不正な行為があったとき。

4 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式第1号） 誓約書（様式第2号）	1 式
イ 事業者概要書（様式第3号）	4 部
ウ 業務実績等記載調書（様式第4号）	4 部
エ 事業の実施体制に関する計画等（様式第5号）	4 部
オ 企画提案書（様式第6号）	4 部
カ 守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法が分かるもの	4 部
キ 会社概要資料（パンフレット等）	4 部
ク その他資料（任意）	4 部

(2) 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時

(3) 提出先及び提出方法

「9 担当」まで持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出先へ持参すること。

郵送の場合は、提出期限までに提出先に到達したものに限り受け付ける。

(4) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

5 質問の受付・締切・回答

(1) 質問方法及び提出先

質問票（様式7号）をファクシミリにより「9 担当」宛てに送信すること。送信後は、「9 担当」宛に送信した旨を電話連絡すること。

(2) 受付期限

令和7年2月28日（金）午後5時

(3) 質問への回答

質問への回答は、県ホームページにおいて行う。ただし、質問提出者名は公表せず、また、各提案者のみに関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

やまがた健康フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が設置する選定審査会（以下、「審査会」という。）において、提出のあった企画提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、実施体制評価及び事業計画評価に掲げる基準点を満たした事業者のうち、最も優れた提案を行った事業者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定す

る。ただし、提出された提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことがある。

(2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査会の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) 審査の結果は、各提案者に対し書面で通知する。

7 委託契約に係る基本事項

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、実行委員会の協議を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

8 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 提出書類は審査に必要な範囲において複製を行う。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9 担当」に申し出ること。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

9 担当

やまがた健康フェア実行委員会事務局

(山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課 健康長寿日本一推進担当)

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話：023-630-2313 (直通)

F A X：023-630-2271